

ガソリンを小分け販売される 事業所の皆様へ

令和元年7月18日京都市伏見区で発生した火災では、ガソリンをまいて火をつけ、極めて重大な人的被害が発生したとみられます。

これを受けて、給油取扱所においてガソリンの容器への詰め替え販売をする場合には、**消防法令に適合した容器**を用いて行うなど、消防法令の遵守を徹底するとともに、購入者に対する**身分証の確認**や**使用目的の問いかけ**、**販売記録の作成等**をお願いします。

**携行缶にガソリンの販売を希望される方には、
以下のご対応をお願いします。**

- 運転免許証等による住所、氏名の確認
- 購入目的の確認
- 販売日時、販売数量等の記録



運転免許証などで氏名と住所を確認させてください。

どのようなことにお使いですか？



このお知らせに関する問い合わせ先

比企広域消防本部 予防課保安係

☎ 0493-23-2268